

# プレミアム特典制度 規約

## 第1条 (目的)

本規約は、株式会社防災士研修センター（以下「当センター」といいます）が提供する防災士専門講座の受講者のうち、当センターが定める要件を満たし、受講修了が認定された者（以下「対象者」といいます）を対象として、同講座に付随する「プレミアム特典制度」（以下「本制度」といいます）のステージ判定基準、特典の提供条件および運用ルールを定めるものです。

## 第2条 (用語の定義)

- 「受講修了」とは、当センターが定める要件を満たし、修了が正式に認定された状態をいいます。
- 「受講修了回数」とは、当センターが修了を認定した防災士専門講座の回数のうち、本制度においてステージ判定の基準として当センターが有効と認める回数をいいます。
- 「ステージ」とは、本制度に基づき設定されるブロンズ、シルバー、ゴールドの区分をいいます。
- 「年度」とは、当センターが定める講座運営上の1年間の期間をいいます。

## 第3条 (ステージの決定)

- ステージは、受講修了回数に基づき、当センターが基準に基づいて決定します。
- 受講修了回数として算入されるのは、当センターが定める受講修了条件を満たした講座に限ります。
- 受講修了条件とは、必修講座および選択講座4講座を含む計5講座（計4.5時間）の聴講を修了した場合をいいます。
- 前項の受講修了条件を満たさなかった場合は、受講修了回数には算入されません。
- ステージの判定結果に関する個別の異議申立ては受け付けません。

## 第4条 (ステージ区分)

本制度におけるステージ区分は、以下のとおりとします。

ステージ区分	判定基準
ブロンズ	受講修了回数 3回達成
シルバー	受講修了回数 6回達成
ゴールド	受講修了回数 10回達成

## 第5条（ステージの通知）

1. 当センターは、各年度の【1期】申込み期間中に、該当者へ現在のステージを電子メールにより通知します。
2. 受講修了回数が次の基準に達した場合、修了確定時点でステージアップとし、特典を提供します。
3. ステージの通知は、原則として年1回実施します。

## 第6条（特典の付与）

1. 特典は、各ステージの判定基準に達した時点で付与されます。
2. ゴールドステージ到達後も、所定回数の受講修了を重ね、再びステージ基準に達した場合は、その都度特典を付与します。
3. 特典の内容および提供方法は、当センターが定めるものとし、予告なく変更される場合があります。

## 第7条（ステージの維持および降格）

1. 対象者が連続する2年度の間にも一度も新規の講座受講がない場合、翌年度のステージは1段階降格します。
2. 前項の「受講」とは、講座への申込みおよび実際の受講を行った場合をいい、受講修了に至らなかった場合であっても、ステージ維持の判定においては受講実績として扱います。
3. 前項の場合であっても、受講修了条件を満たさなかった講座は、受講修了回数には算入されません。
4. 2年度の間にも1回以上の受講があった場合は、ステージは維持されます。
5. 第1項によりステージが降格した場合、受講修了回数は降格後のステージにおける初回カウントとして再計算されます。
6. ステージの降格に関する個別通知は行わず、第5条に定める年1回のステージ通知にてお知らせします。

## 第8条（特典の内容および提供）

1. 特典は、各ステージに応じて当センターが定める内容とします。
2. 特典は、対象受講回数を修了した方に対し、当センターが指定する方法により提供します。
3. 特典の内容および提供方法は、予告なく変更される場合があります。

## 第9条（利用制限）

1. 特典は、通知を受けた本人のみが利用できるものとし、第三者への譲渡はできません。
2. 不正利用が判明した場合、当センターは特典の提供を無効とすることがあります。

## 第10条（制度の変更・終了）

当センターは、必要と判断した場合、本制度の内容を変更、停止または終了することができるものとします。

## 第11条（免責）

本制度の利用により対象者に生じた損害について、当センターは故意または重過失がある場合を除き、責任を負いません。

## 第 12 条 (準拠法および管轄)

本規約は日本法を準拠法とし、本制度に関して生じた紛争については、当センターの本店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄とします。

株式会社防災士研修センター 東京都千代田区平河町 2-7-4

砂防会館 別館 7 階

代表取締役 玉田太郎

制定日：2026 年 3 月 1 日